

# 狭山市中小企業制度融資のご案内（事業資金の融資あっせん）

狭山市役所 環境経済部 商工観光課 TEL 04-2937-7538

令和 8年 4月 1日 現在

※融資にあたり、金融機関との調整や信用保証協会の審査があります。

なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

**※事前に金融機関へ融資内容をご相談の上、お申込みください。**

## 狭山市中小企業制度融資とは

狭山市中小企業制度融資とは、狭山市内に居住または法人登記する中小企業（個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人、一部組合）の安定成長及び振興を図るため、必要な資金の融資あっせんで市内の金融機関へ行うことを目的に定められた制度です。

また、本制度のご利用にあたっては、融資実行までに下記の手続きが必要となりますのでご注意ください。

1. 「市町村制度金融保証制度融資申込書」または「市町村小口企業保証制度融資申込書」に所要事項を記入し、必要書類を添付の上お申込みください。
2. 制度融資を初めて申込まれる方については、別途、書類の提出をお願いすることがあります。
3. 提出いただきました書類は、その内容について調査・確認を行います。これにより、虚偽の申込みや添付書類が判明した場合は、今後、狭山市中小企業制度融資への申込みが一切できなくなります。
4. 申込み書類の調査・確認後は、埼玉県信用保証協会の審査を受けます。
5. 埼玉県信用保証協会の審査を経た後、金融機関より融資が行われます。

## 申込みにあたっての注意事項

1. 融資金額・償還期間（据置期間含む）等については、金融機関との協議の上決定してください。
2. 虚偽の申込みがあった場合は当該融資を取消し、融資金を目的以外に使用した場合は、全額または残額を返済していただきます。
3. 許認可書や見積書等は融資申込者と一致させてください。
4. 埼玉県信用保証協会の保証付融資のため、保証料が生じます。
5. 利子助成・保証料補助について、市外転出や廃業の場合は対象となりません。また、申込みが期限内に行われなかった場合は、助成・補助を受けることはできません。

## 資金使途

- ★ 運転資金 原材料・商品仕入れ、外注費支払い、給与・労賃の支払い等に必要な資金  
**※経費の3カ月分を目安とします。**
- ★ 設備資金 設備の新增設、改良・補修等に必要な資金  
**※最終見積書の金額内での申込みとします。**

※ただし、以下の資金使途は対象になりません。

- ・借入金の返済や税金の支払いに充当する資金
- ・土地、住宅（社宅・寮含む）取得資金
- ・取引先等への転貸資金、組合等による組合員への転貸資金
- ・不動産業のプロジェクト資金
- ・申込者以外が使用する設備資金（不動産業の賃貸用物件の建設、改修等を含む）
- ・市外の営業所に係る資金
- ・法令に違反する設備資金
- ・乗用車（3ナンバー・5ナンバー）  
＜例外＞タクシー、レンタカー、介護用送迎車、NPO法人で「自家用有償旅客運送事業」を行っている場合等
- ・融資実行以前に設置済、支払い済の設備資金

## 融資対象外業種（信用保証対象外業種）

- ・農林漁業（一部は対象）
- ・風俗営業飲食店（一部は対象）
- ・遊戯娯楽業（一部は対象）
- ・宗教法人
- ・学校法人
- ・一般社団法人等（一部は対象）
- ・相場案内、取立業等
- ・金融、保険業（一部は対象）
- ・反社会的勢力に関係する場合
- ・許認可等必要業種で許認可等を持っていない場合

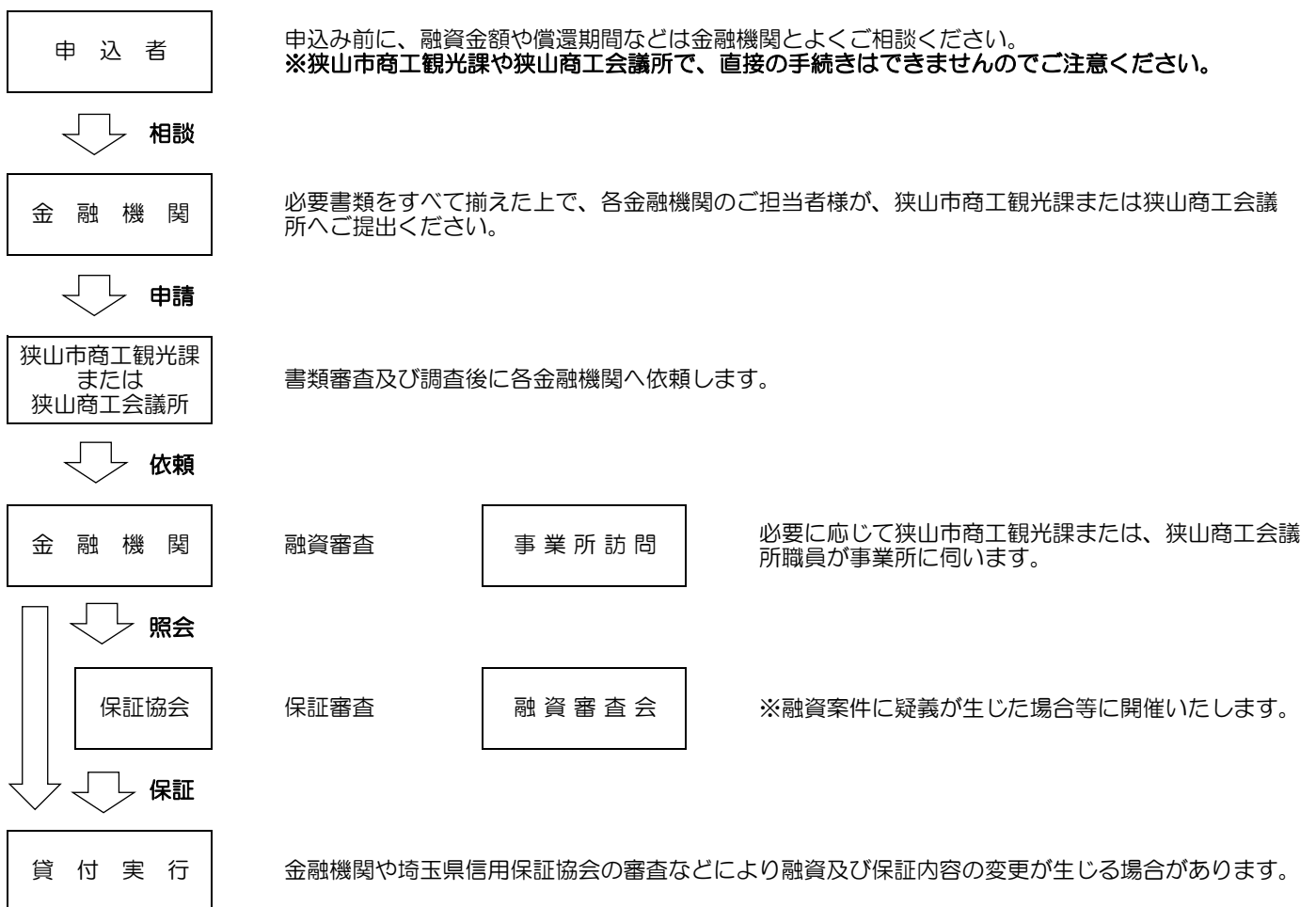
## 申込みから融資実行まで

融資金額や償還期間等は金融機関との協議を重ねていただき、必要書類をすべて揃えた上で、狭山市商工観光課または、狭山商工会議所へお越しください。

その後、ご本人及び金融機関との調整、狭山市商工観光課または狭山商工会議所による調査及び審査、埼玉県信用保証協会の審査を経て融資あっせんの可否の決定が行われます。

狭山市が融資あっせんの可否を決定するまでに要する期間は、融資の種類や提出時期により異なりますが、**1週間から3週間程度かかります。**（※期間が延長する場合があります）

## 申込みからのフロー図



## 税の完納の定義

税の完納とは、市民税（個人：住民税、法人：法人市民税）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の納税義務者であり、納期が到来した税額を納税済であることです。なお、「特別小口」という所得割とは、個人：個人住民税が5,000円を超える額、法人：資本金1,000万円以下の企業については、法人市民税が50,000円を超える額を指します。

## 信用保証のあらまし

保証協会は、中小企業者が金融機関からの借入を容易にするため、公共的立場で保証人になり、債務を保証することを業務としています。

信用保証を利用できる方は、県内に店舗、工場または事業所を有す中小企業者で、次の条件に当てはまる方を対象としています。

○規模（資本金と従業員）と業種

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業等（運送業・建設業・鉱業含む）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※下記の政令特例業種については規模要件が異なります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- ・保証対象業種を営んでいるNPO法人も対象となります。
- ・規模は、資本金か従業員のうち、いずれか一方が適合していれば要件を満たすものとします。
- ・NPO法人、個人については、従業員の条件を満たすものです。
- ・家族従業員、会社役員、ボランティアや雇用契約のない障がい者は従業員に含みません。
- ・臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。
- ・事業協同組合等も対象となりますが、要件は異なります。
- ・業種によって保証できないものもあります。

※NPO法人について、寄付金を第三者に対して提供する事業、捨て犬・猫の保護育成、植林事業、栽培収穫した農作物を不特定の第三者に提供する事業等は保証対象外業種となります。

保証限度	(個人・法人)	(組 合)	
特別小口保険	2,000万円	2,000万円	※NPO法人は使えません。
無担保保険	8,000万円	8,000万円	※特別小口保険に係る保証は、他の保証と並存できず、他の保証を利用した場合は、無担保保険に係る限度額に組み入れられます。
普通保険	20,000万円	40,000万円	

## 保証料の補助

休業・廃業・市外転出された方、埼玉県信用保証協会その他の信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担の方は、**利息・保証料の助成・補助を受けることはできません。**

<対象者>

狭山市中小企業制度融資をご利用の方

<補助額>

約定完済者に対し、全額補助いたします。（納税等の条件を満たしている方）

申込みに必要な書類

資金使途	必要書類	個人	法人	NPO法人	取得場所	提出部数	備考
設備資金	1 融資申込書 (緊急特別資金は対象該当届も含む)	○	○	○	・狭山市商工観光課 ・狭山市公式ホームページ	原本1部	申込金額は、運転資金の場合、事業経費の3カ月分を目安。借入期間は据え置き期間を含む月数を記入し、 <b>融資金額・償還期間については金融機関と協議の上記入してください。</b>
	2 融資調査書	○	○	○	・狭山市商工観光課 ・狭山市公式ホームページ	2部	記載例を参考に不備の無いよう記入してください。(※調査結果を含む)
	3 市県民税納税証明書(個人) 法人市民税納税証明書(法人)	○	○	○	・狭山市収税課 ・各地区センター証明書発行窓口	原本1部 写し1部	個人申込みの場合：直近2年度分。ただし2月～6月は1年度分のみ。 法人申込みの場合：直近1年度分。
	4 市県民税課税証明書 (特別小口のみ)	○			・狭山市市民税課 ・各地区センター証明書発行窓口	原本1部 写し1部	直近2年度分。ただし、2月～5月は1年度分のみ。
	5 事業税納税証明書 (信用保証協会の新規利用の場合)	△	△	△	県税事務所	原本1部 写し1部	信用保証協会利用融資を完済後、1年以上経過した場合は新規扱いとなります。課税対象事業を行っている場合は、課税額が0円でも証明書を取得してください。
	6 印鑑証明書	○	○	○	・狭山市市民課 ・法務局(法人)	原本1部 写し1部	個人申込みの場合：「個人」のもの 法人申込みの場合：「法人」(法務局)と保証人「個人」(住所地の市役所)のもの → 特別小口は「法人」(法務局)のみ
	7 個人情報に関する同意書	○	○	○	・狭山市商工観光課 ・狭山市公式ホームページ	原本1部	法人申込みの場合も代表者個人が署名してください。
	8 確定申告書の写し (収受印等があるもの)	○	○	△	お手持ちの控え	写し2部	直近2期分。 個人申込みの場合：決算書(青色)又は収支内訳書(白色)を添付 法人申込みの場合：法人税、県法人事業税、法人市民税申告等 → 収益事業を行っているNPO法人は収益事業分の確定申告書が必要です。
	9 決算書の写し (勘定科目内訳書も含む)		○	○	お手持ちの控え	写し2部	直近2期分。勘定科目目細も含む (NPO法人の場合は事業報告書等)
	10 試算表		○	○	お手持ちの控え	写し2部	決算後6カ月以上経過した場合のみ
	11 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)		○	○	法務局	原本1部 写し1部	信用保証協会の新規利用の場合、電算化前の閉鎖謄本も必要 (信用保証協会利用融資を完済後、1年以上経過した場合は新規扱いとなります)
	12 許認可書の写し (複数店舗は各店舗分)	○	○	○	お手持ちの控え	写し2部	<b>名義などの記載項目が現在と一致していること。</b> (必要業種のみ)
	13 工事受注明細書	○	○	○	お手持ちの控え	写し2部	建設業で許認可が不要な場合は、工事の受注総額が明確なものであれば「請求書」でも可
	14 事業経歴書(職歴及び業歴)	○	○	○	・狭山市商工観光課 ・狭山市公式ホームページ	写し2部	市制度融資新規利用の場合及び信用保証協会利用融資を完済後、1年以上経過している場合に必要で、最終学歴直後から現在に至るまで、空白の期間がないよう記入してください。
	15 宣誓書	○	○	○	・狭山市商工観光課 ・狭山市公式ホームページ	原本1部 写し1部	アルコールを取扱う飲食業の場合のみ
	16 事業報告書(特定非営利活動推進法第28条に規定する書類)			○	お手持ちの控え	写し2部	直近2期分。「事業報告書」「計算書類(活動計画書及び貸借対照表)及び財産目録」「年間役員名簿」「社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」 (毎事業年度終了後に所轄庁に提出する書類)
	17 ※金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱確認書		○	○	申込金融機関	原本1部 写し1部	特別小口を除く制度において、経営者保証を付さない場合のみ (詳細は、埼玉県信用保証協会へお問い合わせください)
	18 図面・建築確認書の写し	○	○	○	ご自身で用意	写し2部	増改築等の内容が確認できるもの
	19 賃貸借契約書・承諾書	○	○	○	ご自身で用意	原本1部 写し1部	承諾書の1部は原本(改修等で対象物件が他人所有の場合のみ)
	20 見積書・カタログ	○	○	○	ご自身で用意	写し2部	宛名が申請者名義かつ業者の社印があること。また有効期限内のもの

※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱確認書」の提出が必要な場合

- ・申込金融機関でのプロパー融資を実行しており、当該融資を実行する場合、経営者保証を付していないこと
- ・申込企業の財務要件が債務超過及び赤字でないこと
- ・担保により十分な保全が図られる場合

→詳細は「埼玉県信用保証協会」へお問い合わせください。

○事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げ(0.25%もしくは0.45%)を条件に、保証人の保証を提供しないものとする保証。ただし、既に経安損補の対象となっている保証(既存の経安損補が適用)は除く。

→詳細は「埼玉県信用保証協会」へお問い合わせください。

**資金区分及び対象者一覧**

資金の種類	対象者	融資限度額	償還期間 (うち据置期間)		融資利率	信用保証 (保証料補助)	保証人	担保	利子助成
<b>特別小口</b> (無担保無保証人)  ※他の資金を利用している場合は、申込みができません。また、他の資金と同時に申込みすることはできません。  ※NPO法人は申込みができません。	(1) 市内に事業所を設け中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に該当する事業(以下「特定事業」という)を営み、かつ、小規模企業者「常時使用する従業員の数が20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)」で当該事業を1年以上市内で営んでいる者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 信用保証協会の保証付借入のない者。(この制度によるものを除く) (6) 市民税の所得割が課せられていること。(法人の場合は法人税割) (7) 税を完納していること。	運転資金・設備資金 合わせて2,000万円	運転資金：7年以内 (1年以内)		年 0.8%	(納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方は、100%補助)	不 要	徴さない	予算の範囲内で貸付利息の30%を助成  (納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方。)
			運転資金：10年以内 (1年以内)						
<b>一般小口</b>  ※特別小口を利用中の場合でも、1,250万円まで利用することが可能です。	(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む中小企業者で当該事業を6カ月以上市内で営んでいる者。 (事業実績1年以上) (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 税を完納していること。	運転資金・設備資金 合わせて 1,250万円			年 1.59%以内	(納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方は、100%補助)	※下記の該当者は除く 1. 実質経営者、営業許可名義人、申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合 2. 申込人(代表者)が健康上の理由により事業承継者を連帯保証人とする場合 3. 信用保証協会が必要と認める場合	必要に応じ 徴する (保証協会の判断による)	予算の範囲内で貸付利息の20%を助成  (納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方。)
			(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む者又は新たに営もうとする者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 税を完納していること。	市内で同一事業を1年以上営んでいる者。					
<b>商工業開発資金</b>	(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む者又は新たに営もうとする者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 税を完納していること。	運転資金・設備資金 合わせて400万円	運 転 資 金 3年以内 設 備 資 金 5年以内		年 1.15%				なし
			(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む中小企業者で当該事業を1年以上市内で営んでいる者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 最近3カ月の平均売上高が前年の同期の平均売上高と比較して3%以上減少していること。 (4) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (5) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (6) 税を完納していること。	運 転 資 金：300万円					
<b>緊急特別資金</b>	(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む中小企業者で当該事業を1年以上市内で営んでいる者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 最近3カ月の平均売上高が前年の同期の平均売上高と比較して3%以上減少していること。 (4) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (5) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (6) 税を完納していること。	運 転 資 金：300万円	5年以内	※緊急特別資金は6カ月以内 運 転 資 金 3年以内 設 備 資 金 5年以内	年 1.15%				なし

- 特別小口以外の資金は併用しての利用が可能です。
- 特別小口の信用保証料は、一律で0.8%です。特別小口以外の信用保証料は、0.45%~1.59%以内(9段階)で、リスク評価システムにより埼玉県信用保証協会が決定します。

**取扱金融機関**

飯能信用金庫 狭山・新狭山支店	TEL 2968 - 7710	埼玉りそな銀行 狭山支店	TEL 2953 - 2121	武蔵野銀行 狭山・入曽支店	TEL 2957 - 1000
飯能信用金庫 入曽支店	TEL 2957 - 5771	埼玉りそな銀行 新狭山支店	TEL 2954 - 3341	武蔵野銀行 狭山西支店	TEL 2962 - 7111
飯能信用金庫 狭山西支店	TEL 2953 - 5511	青梅信用金庫 狭山支店	TEL 2957 - 5551		
飯能信用金庫 黒須支店	TEL 2964 - 2131	埼玉県信用金庫 狭山支店	TEL 2959 - 2511		